

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく
木材関連事業者の登録の実施に関する事務事業の登録の申請要領

平成 29 年 9 月

主務省申合せ

最終改正：令和元年 7 月

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）第 16 条に規定する木材関連事業者の登録の実施に関する事務事業の登録の申請方法について説明するとともに、申請書類の作成例等を示します。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

（登録実施機関の登録）

第16条 第八条の主務大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同条の木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

法第 16 条に規定する登録の具体的な申請方法は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」第 12 条に規定されています。申請者は、別添の申請書に必要な事項を記入して、添付書類と共に提出してください。

施行規則	説明
<p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第 12 条 法第十六条の登録実施機関の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録実施事務を行おうとする事務所の所在地</p> <p>三 登録実施事務を開始しようとする年月日</p>	<p>—</p>
<p>四 登録実施事務の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別 ■ 以下の事業の別 <ul style="list-style-type: none"> ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③ 木質バイオマスを用いた発電事業 ■ 上の①～③のうち、さらに詳細な事業範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする木材等の種類 ・ 対象とする地域 等

<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であつて、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。</p>	<p>—</p>
<p>一 個人にあつては、次に掲げる書類 イ 住民票の写し ロ 財産に関する調書</p> <p>二 法人にあつては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為 ロ 登記事項証明書 ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類 ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>	<p>■ 発行日から6か月以内のもの</p>
<p>三 申請者が法第十七条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p>	<p>■ 書面の例を別紙1に示す。</p>
<p>四 申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類</p>	<p>—</p>
<p>①法第十八条第一項第一号</p> <p>一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準に適合する者その他の登録実施事務を適正に実施することができる者であること。</p>	<p>■ 「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準」に適合することを証明する書類（国又は第三者機関等が発行している書類）又は、 国の制度に基づき登録等を受けて実施する認証・認定事業の登録通知書等の事業実施を証明する書類及び当該事業の以下の内容を記載した書類（書面の例を別紙2に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度以上に行ってきた事業の内容 ・各年度の認定申請数及び認定数 ・認定事業の実施概要（運営体制、実施状況等） ・上記内容がすべて記載されている場合は、その添付でも可 <p>※「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準」に適合することとは、申請</p>

	<p>者が本法に基づく登録実施事務以外の業務において適合する場合も含む。</p> <p>※国の制度に基づき登録等を受けて実施する認証・認定事業とは、法令に基づき実施されるものとする。</p> <p>■ 本法に基づく登録実施事務に関する登録実施事務の運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添登録実施事務規程例と同等以上の登録実施事務規程案(※) ・登録に関する料金の積算根拠
<p>②法第十八条第一項第二号</p> <p>二 登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、木材関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。</p>	<p>■ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）等が木材関連事業者に支配されていないことを記載した書類（過去二年間の実績も含む。）</p>

※別添登録実施事務規程例は、登録実施事務を行うにあたっての必要最低限の体制等について記載したものです。よって、登録実施機関の事業の公正・公平性等に関する積極的な取り組みを妨げるものではありません。別添登録実施事務規程例の内容と一部異なる登録実施事務規程案を作成する場合には、問合せ先にご相談ください。

● 問合せ先

農林水産省 林野庁林政部木材利用課 （電話 03-3502-8111（内線 6038））

登録基準等適合チェック表

施行規則	登録基準	チェック欄
第12条第1項 第1～4号	次に掲げる事項を記載した申請書となっているか。(様式1)	—
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	登録実施事務を行おうとする事務所の所在地	
	登録実施事務を開始しようとする年月日	
	登録実施事務の対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別 ・ 以下の事業の別 <ul style="list-style-type: none"> ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスをを用いた発電事業 ・ 上の①～③のうち、さらに詳細な事業の範囲 (対象とする木材等の種類、対象とする地域等) 	
第1号	個人にあっては、次に掲げる書類が添付されているか	—
	住民票の写し	
	財産に関する調書	
第2号	法人にあっては、次に掲げる書類が添付されているか	—
	定款又は寄付行為	
	登記事項証明書	
	役員の名簿及び略歴を記載した書類	
	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの (申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	
第3号	申請者が法第17条各号のいずれにも該当しないことを証する書類が添付されているか(例:別紙1)	
第4号	申請者が法第18条第1項各号のいずれにも適合することを証する書類が添付されているか	—
	国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準に適合する者その他の登録実施事務を適正に実施することができると認められる者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該基準に適合することを証明する国又は第三者機関等が発行している書類(認定書等) 又は <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度に基づく製品、手続及びサービスの認定・認証事業の登録等を証明する書類(登録通知書等) ・ 直近3事業年度以上において、国の制度に基づく製品、手続及びサービスの認証・認定事業の実績(例:別紙2) 	

	本法に基づく登録実施事務に関する運営体制	—
	登録実施事務を行う者と木材関連事業者との関係や登録実施事務と他の業務との関係等において公正・公平性の確保の取組を行うこと	
	登録実施事務を行う者には、当該事務を行うために必要な技術的知識・経験を有する力量のある者が必要人数いること	
	登録実施事務を行う組織として、登録責任者、必要な力量を有する審査員、登録事務員等を置いていること	
	登録実施事務を行う者が当該事務に関して知り得た秘密の保持の取組を行うこと	
	登録実施事務に関する帳簿、書類等について適切な管理の取組を行うこと	
	登録実施事務に関して、明確な積算根拠に基づき料金が設定されていること	
	登録や登録の取消しの手続など登録実施事務の実施方法を明らかにして当該事務を行うこと	
	その他別添登録実施事務規程例に記載されている事項	
	登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと	—
	登録申請者が株式会社である場合にあつては、木材関連事業者がその親法人(会社法第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。)であること	
	登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員(過去 2 年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が 2 分の 1 を超えていること	
	登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、木材関連事業者の役員又は職員(過去 2 年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること	

様式第1（法第16条関係）

登録実施機関登録申請書

※整理番号

年 月 日

主務大臣 殿

氏名

申請者

印

住所

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第12条の規定により、次のとおり申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の 氏名)	
申請者の住所	
登録実施事務を行おうとする 事務所の所在地	
登録実施事務を開始しよう とする年月日	
登録実施事務の対象	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 登録免許税は麴町税務署又は日本銀行（代理店等を含む。）に現金納付し、その領収証書を申請書に添付すること。

別紙1 法第17条の書類の例

	年	月	日
主務大臣 殿			
	氏名		
申請者			印
	住所		
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第17条に基づき下記のとおり説明します。			
記			
申請者は(※)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第17条各号に規定する欠格条項には該当していません。			

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、「氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2 事業の実績を記載した書類の例

事業の名称	認証・認定事業の名称を記述する。				
事業の目的	認証・認定事業の目的を記述する。				
認定事業の対象	どのような者等を対象とした事業か記述する。				
認定事業の対象	どのような者等を対象とした事業か記述する。				
認定事業の実施概要 (運営体制、実施状況等)					
事業年度	〇〇年度	△△年度	□□年度	累計	備考
認定数	〇件				〇〇年度開始